

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊川市	豊川南部地区 (牛久保町、下長山町、正岡町、行明町、柑子町、瀬木町、西島町、金塚町、川花町、光輝町、明野町、牛久保駅通、光明町、寿通、塚町、下野川町、新桜町通、新道町、諏訪、諏訪西町、代田町、高見町、中条町、中部町、塔ノ木町、中野川町、西口町、西香ノ木町、西塚町、萩山町、松久町、南大通、美和通、山道町、弥生町、四ツ谷町、松風町)	令和2年11月13日	令和4年9月28日 令和6年3月26日

1 対象地区の現状 ※小数点以下第2位切り捨て

①地区内の耕地面積	215.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	168.7ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	29.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 田12.2ha 畑1.6ha	13.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	33.45ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・苗場など耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。 ・現在は耕作・維持管理ができていた農家が多いが、今後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・水田利用は、既存のオペレーターを中核として、認定農業者や認定新規就農者が担うことにより対応していく。 ・経営主が離農する際には、地域の中心経営体に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家の経営力向上を目指す。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借をすすめる。 ・苗場などの耕作条件の悪い農地を解消する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者・親元就農者の確保・育成を図る。 ・集落営農や中心経営体の法人化を検討する。